

すべての
妊婦さんを
応援する

「妊婦のための支援給付」 のご案内

長井市では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てができるように妊娠期から育児期まで切れ目ない支援を行っています。その支援のひとつとして、妊婦さんへ支援給付（妊婦支援給付金の給付）を行っています。

対象者

妊娠（※）している方（長井市に住所を有する方）

※この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

支給額

妊婦支援給付金 1 回目 妊婦給付認定後、**5 万円**

妊婦支援給付金 2 回目 こどもの人数の届出後、こどもの人数 × **5 万円**

申請時期・方法

- 1 回目** 【申請時期】 妊娠届出書提出時
【必要書類】
・長井市妊婦給付支給認定申請書（別記様式第 1 号）
・請求書（別記様式第 7 号）
・申請者名義の口座がわかるもの
・印鑑（シャチハタ以外）

- 2 回目** 【届出時期】 乳児訪問時
【必要書類】
・長井市胎児の数の届出書（別記様式第 2 号）
・請求書（別記様式第 7 号）
・申請者名義の口座がわかるもの
・印鑑（シャチハタ以外）

その他

- 切れ目ない支援を行うために、申請時に関係部署及び関係機関との情報共有に同意いただきます。
- 流産・死産等の場合も支給の対象になります。流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることがありますので、下記までご連絡ください。
- 長井市で妊婦給付認定後に転出された場合は、長井市の妊婦給付認定は取り消されます。なお、転出先市町村で給付を希望される場合は、転出先市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

長井市健康スポーツ課健康推進室 TEL0238-82-8009

